（前のページより続き）

○奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（**同**三五）　四四
○日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令（**同**三六）　四五
○過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令（**同**三七）　四六
○過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令（**同**三八）　四八
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**同**三九）　四三
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（**同**四〇）　四三
○地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令（**総務・財務**一）　四三
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**同**二）　四四
○過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**総務・農林水産・国土交通**一）　四四
○奄美群島振興開発特別措置法施行規則（**同**二）　四四
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一二）　四六
○所得税法施行規則等の一部を改正する省令（**財務**二〇）　四八
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二一）　四〇
○地方法人税法施行規則（**同**二二）　四九
○相続税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二三）　四九
○地価税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二四）　五〇
○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二五）　五〇
○消費税法施行規則の一部を改正する省令（**同**二六）　五一
○国税通則法施行規則の一部を改正する省令（**同**二七）　五三
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（**同**二八）　五三
○税理士法施行規則の一部を改正する省令（**同**二九）　四八
○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三〇）　四九
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**三一）　四九
○復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（**同**三二）　四九
○復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令（**同**三三）　四九
○小笠原諸島振興開発特別措置法の施行に伴う譲渡所得等の課税の特例の適用に関する省令の一部を改正する省令（**同**三四）　四九
○国税質問検査章規則の一部を改正する省令（**同**三五）　四九
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**五二）　五〇
○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（**同**五三）　五七
○国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（**同**五四）　五二
○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（**同**五五）　五二
○国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（**国土交通**四〇）　五六
○小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（**同**四一）　五六
○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**同**四二）　五四

〔告　示〕

○沖縄振興開発特別措置法の規定に基づき、自由貿易地域を指定する件等を廃止する告示（**内閣府**二六）　五五
○沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定に基づき指定する件及び沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定に基づき指定する件を廃止する告示（**内閣府・総務・経済産業**一）　五四
○国際物流拠点産業集積地域の指定の件を廃止する告示（**内閣府・経済産業**三）　五五
○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成二十六年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**総務**一四三）　五六
○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**一四四）　五六
○平成二十一年総務省告示第二百十一号及び平成二十二年総務省告示第百二十七号を廃止する件（**同**一四五）　五五
○過疎地域を区域とする市町村を公示する件（**総務・農林水産・国土交通**四）　五六
○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**財務**一〇〇）　五六
○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇一）　五六
○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇二）　五六
○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇三）　五六
○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇四）　五七
○租税特別措置法第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇五）　五七
○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇六）　五七